度。以下この項において「合併連結事業年度等」という。）において法第六十八条の六十一第一項の規定（当該合併連結事業年度等が連結事業年度に該当しない場合には、法第五十八条第一項の規定）に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人が第三十四条第五項に規定する合併事業年度（以下この項において「合併事業年度」という。）において法第五十八条第一項の規定の適用を受けなかつた場合（以下この項において「合併事業年度不適用の場合」という。）を含む。）」を削り、「合併連結事業年度（合併事業年度不適用の場合には、当該合併事業年度）を「合併連結事業年度等」に、「その適格合併」を「当該適格合併」に改め、「限る」の下に「。以下この項において「調整対象連結事業年度」という」を、「ついては」の下に「、当該合併連結事業年度等の開始の日から当該調整対象連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、第三項に規定する不適用連結事業年度等でないものに限る。）を第三項に規定する不適用連結事業年度等と」を加え、「未処理採掘損失金額（合併事業年度不適用の場合には、」を「未処理採掘損失金額（」に、「）に相当する金額は、」を「を含む。）に相当する金額を」に改め、「採掘損失金額と」の下に「、それぞれ」を加え、同条第七項中「いう。）」の下に「に係る議決権」を加え、「若しくは総額」を削り、同条第九項第三号中「百分の三十」を「百分の四十」に改め、同項第四号中「発行済株式等」の下に「に係る議決権」を加え、「又は総額」を削り、同条第十一項中「中「法第五十八条第一項」とあるのは「法」を「中「第五十八条第一項」とあるのは「」に改め、「第十項」と」の下に「「第三十四条第四項第一号」とあるのは「第三十四条第四項第二号」とあるのは「第三十四条第十二項において準用する同条第四項第一号」と、第四項」に、「法第五十八条第一項」とあるのは「法第五十八条第二項」と、第五項及び」を「第五項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第五十八条第二項」と、「第三十四条第四項第一号」とあるのは「第三十四条第十二項において準用する同条第四項第一号」と、「採掘所得金額」とあるのは「海外採掘所得金額」と、「同条第四項第二号」とあるのは「同条第十二項において準用する同条第四項第二号」と、同項第二号中「第五十八条第一項」とあるのは「第五十八条第二項」と、「第三十四条第四項第一号」とあるのは「第三十四条第十二項において準用する同条第四項第一号」と、「同条第四項第二号」とあるのは「同条第十二項において準用する同条第四項第二号」と、「採掘所得金額」とあるのは「海外採掘所得金額」と、に、「読み替える」を「、「第三十四条第五項」とあるのは「第三十四条第十二項において準用する同条第五項」と読み替える」に改める。

第三十九条の九十七第十項中「第三十八条の四第三十二項」を「第三十八条の四第三十三項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十六項」に、「第三十八条の四第三十五項」を「第三十八条の四第三十六項」に、同条第十三項第一号中「第三十八条の四第三十八項第一号」を「第三十八条の四第三十九項第一号」に改める。

第三十九条の百一第四項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第四号中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改める。

第三十九条の百十第二項第一号イ中「同条第六号に規定する」及び「同条第十三号に規定する」を削る。

第三十九条の百十二第五項ただし書及び第六項ただし書中「の割合」の下に「（その必要な調整を加えることができない場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令により計算した割合）」を加え、同条第七項第一号中「この項から第十一項まで及び第十三項」を「この条」に改め、同号イ及びハ⑴並びに同項第二号から第五号までの規定中「の割合」の下に「（その必要な調整を加えることができない場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令で定めるところにより計算した割合）」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

第三十九条の百十二第十八項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「若しくは第五項」を「、第五項若しくは第十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第六十八条の八十八第二十六項」を「第六十八条の八十八第三十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第六十八条の八十八第二十六項」を「第六十八条の八十八第三十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「第六十八条の八十八第十三項」を「第六十八条の八十八第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第六十八条の八十八第八項第二号」を「第六十八条の八十八第十二項第二号」に、「第六号」を「第七号」に、「とし、」を「第六号に掲げる方法及び第七号に掲げる方法（第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）は、第一号から第五号までに掲げる方法又は第七号に掲げる方法（第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。）を用いることができない場合に限り、用いることができる。）とし、」に、「又は第七号に掲げる方法」を「に掲げる方法又は第八号に掲げる方法（第六号に掲げる方法と同等の方法及び第七号に掲げる方法（第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同等の方法は、第一号に掲げる方法又は第二号から第五号までに掲げる方法と同等の方法若しくは第七号に掲げる方法（第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同等の方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）」に改め、同項第一号中「第六十八条の八十八第八項」を「第六十八条の八十八第十二項」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が知り得る状態にあつた情報に基づき、当該棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

第三十九条の百十二第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第六十八条の八十八第八項第一号」を「第六十八条の八十八第十二項第一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項の次に次の六項を加える。

12　法第六十八条の八十八第七項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものとする。

一　有形資産（次号に掲げるものを除く。）

二　現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

13　法第六十八条の八十八第八項に規定する政令で定める無形資産は、連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との間で行う無形資産国外関連取引（国外関連取引のうち、無形資産（同条第七項第二号に規定する無形資産をいい、固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する独立企業間価格を当該無形資産国外